

【今号の内容】

- 「とちぎ不妊対策シンポジウム」を開催します
- 生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム
- 働き方を見直し、男性の家事・育児参画を先導する「キーパーソン」募集中
- Social Business Idea Contest（男性も女性も働きながら子育てできる社会をつくるための方策）のアイデア募集
- 日本テレワーク協会主催セミナー「テレワークでワークスタイル変革」
- くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準・認定マークが決定しました
- 犯罪被害者の方々のための休暇について考えてみましょう
- 平成25年度の労働政策審議会 雇用均等分科会における目標の年度評価の公表
- 「休み方改革ワーキンググループ」報告書
- 「A P E C 女性活躍推進企業50選」ベストプラクティス集
- 「パート労働ポータルサイト」のリニューアル
- 『『見える』安全活動コンクール』投票受付中
- 「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が公布されました
- 栃木県特定(産業別)最低賃金の改正について

「とちぎ不妊対策シンポジウム」を開催します

不妊治療は、身体的・精神的・経済的・時間的な負担が大きく、継続した治療には職場の理解が不可欠であるため、県(こども政策課)では、広く不妊治療等に関する正しい情報等を普及啓発し、不妊治療と仕事の両立が可能となるような環境について、事業主等の意識を高めることを目的に「とちぎ不妊対策シンポジウム」を開催します。

- 1 日時：平成27年1月11日(日) 13:30～16:00
- 2 場所：パルティとちぎ男女共同参画センター
(宇都宮市野沢町4番地1)
- 3 内容
 - (1) 基調講演
 - ① 「不妊治療の現状について理解しよう」
講師：獨協医科大学産婦人科学教室教授
北澤 正文 氏
 - ② 「男性不妊について理解しよう」
講師：国際医療福祉大学病院リプロダクションセンター男性不妊部門長

岩本 晃明 氏

(2) 情報提供

- ①テーマ：「従業員が希望する妊娠・出産をするために」
- ②講師：厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

(3) パネルディスカッション

- ①テーマ：「治療と仕事の両立のために」
- ②パネリスト：NPO法人Fine職員、不妊専門相談員、産婦人科医、事業主
- ③コーディネーター：県こども政策課長

4 定員

先着順、200名まで

5 その他

専門家による相談や妊娠・出産にそなえた健康づくりコーナー等を設置しています。

6 申込先

<http://www.tochigi-tv.jp/subcontents/application.php?id=659>（とちぎテレビHP）

7 詳細

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/welfare/kodomo/funin.html>

生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、企業経営者、人事労務担当者、働く人を対象に、年齢にかかわらず生涯現役で働ける社会の実現に向けたシンポジウムを開催します（参加無料・要予約）。

1 日時：平成27年1月27日（火）13:00～16:00

2 場所：ホテルイースト21東京 イースト21ホール
（東京都江東区東陽6-3-3）

3 内容

(1) 講演

- ①テーマ「高年齢者雇用の現状と課題
～高年齢人材を活かす～」(仮題)
- ②講師：藤村 博之氏（法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）

(2) パネルディスカッション

- ①テーマ：「生涯現役時代
～我が社の取組～」(仮題)

②コーディネーター：藤村 博之 氏

③パネリスト：

- ・株式会社 I H I
(再雇用制度から65歳までの選択定年制度への見直し)
- ・カゴメ株式会社
(市場価値型フルタイムを含む3パターンの再雇用形態)
- ・株式会社高島屋
(有期契約雇用者までを対象とする5パターンの再雇用形態)

4 申込期限：平成27年1月23日(金)

<http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/activity01.html>

働き方を見直し、男性の家事・育児参画を先導する 「キーパーソン」募集中

内閣府では、自分自身や職場の働き方を見直して、家事・育児に参画している男性を募集しています。

内閣府主催のセミナーを受講後、職場や地域等で「キーパーソン」として働き方の見直しと男性の家事・育児参画を先導していただきます。

同時に、キーパーソンを支える職場の上司や地域の先輩等(男女)の「支援者」も募集します。

職場でワーク・ライフ・バランス勉強会を開いたり、働き方の見直しや家事・育児に参画している事例を内閣府のホームページなどを通じて発信したりと、周囲に対して意識変革のきっかけづくりに取り組んでいただきます。

1 プロジェクトの流れ

- キーパーソンセミナー受講者募集
- キーパーソンセミナー開催
- 職場や地域等で取組
- 内閣府が取組を発信

2 キーパーソンセミナー

- (1) 日時：1月23日(金)又は24日(土)
13:30～17:30
- (2) 場所：主婦会館プラザエフ
(JR「四ツ谷」駅麹町口から徒歩1分)
- (3) 受講対象

- ・キーパーソン（周囲への啓発に取り組む方・男性）
- ・支援者（キーパーソンの活動を支える方・男女）

3 申込期限

平成27年1月9日(金)

http://www.gender.go.jp/policy/men_danjo/keyperson.html

Social Business Idea Contest（男性も女性も働きながら子育てできる社会をつくるための方策）のアイデア募集

社会全体で、男性がもっと積極的に育児に関わることができる一大ムーブメントを巻き起こすべく、プロジェクトを推進している「イクメンプロジェクト」では、Social Business Idea Contestとして、働きながら子育てできる社会をつくるための方策について、学生の皆さんからアイデアを募集しています。

1 募集テーマ

男性も女性も働きながら子育てできる社会をつくるための方策

2 応募資格

高専、短大、大学、大学院に在籍する学生

3 申込期限

平成27年1月23日(金)

4 公開プレゼンテーション（書類選考通過者）

(1) 日時：平成27年3月5日(木) 18:30～

(2) 場所：東京都内

(3) 審査委員

- ・安藤 哲也 氏（NPO法人ファザーリング・ジャパン 代表理事）
- ・駒崎 弘樹 氏（NPO法人フローレンス 代表理事）
- ・小室 淑恵 氏（㈱ワークライフバランス 代表取締役）

<http://ikumen-project.jp/socialcontest2014/>

日本テレワーク協会主催セミナー「テレワークでワークスタイル変革」

昨年6月に策定された「世界最先端IT国家創造宣言」のテレワークに係る諸施策が実施段階に入り、また「女性の活躍促進」「地方創生」と政府の最重点取組施策のキーワードに「テレワークの活用」が盛り込まれ、テレワークに対する関心が大いに高まってきたことを受けて、一般社団法人日本テレワーク協会では、テレワークという働き方の一層の普及、啓発を目指したセミナー「テレワークでワークスタイル変革」を開催します。

- 1 日時：平成27年1月27日(火) 13:15～17:20
- 2 場所：東京コンファレンスセンター品川 5F
大ホール
- 3 内容
 - (1) 特別講演
 - ①テーマ：女性の活躍促進と働き方改革
 - ②講演者：厚生労働省事務次官 村木 厚子 氏
 - (2) 基調講演
 - ①テーマ：ダイバーシティマネジメントとワークスタイル変革
 - ②講演者：日産自動車(株) 代表取締役副会長
志賀 俊之 氏
 - (3) 事例講演
 - ①テーマ：企業の持続的成長を支えるワークスタイル革新
 - ②講演者：シスコシステムズ合同会社 専務執行役員 鈴木 和洋 氏
 - (4) パネルディスカッション
 - ①テーマ：ワークスタイル変革に向けたテレワークの課題と取組
 - ②パネリスト：
 - (株)NTTデータ 代表取締役副社長
山田 英司 氏
 - 日本マイクロソフト(株) 執行役常務パブリックセクター担当 織田 浩義 氏
 - (株)小松製作所 執行役員人事部長
浦野 邦子 氏
 - サイボウズ(株) 代表取締役社長
青野 慶久 氏
 - (株)イプシ・マーケティング研究所 代表取締役社長／IT総合戦略本部 有識者本部員
野原 佐和子 氏

- 4 定員：先着順、300名まで
- 5 申込期限：平成27年1月21日(水) 17時

<http://www.japan-telework.or.jp/topics/68.html>

くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準・認定マークが決定しました

次世代育成支援対策推進法(次世代法)は、企業のみならず、国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための計画を策定することを求めている法律です。

次世代法では、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定できることとしています。これまでの認定制度は、くるみん認定のみでしたが、平成27年4月1日からは、新たにプラチナくるみん(特例)認定が始まります。

厚生労働省では、今回、平成27年4月1日の改正法の施行に向け、くるみん認定基準を見直すとともに、プラチナくるみん認定基準を創設し、新しいリーフレットを作成しました。

【掲載内容】

- ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)とは？
- ・プラチナくるみん(特例)認定制度とは？
- ・改正くるみん認定基準及びプラチナくるみん認定基準(一覧)
- ・行動計画策定指針も改正されます！
- ・改正くるみん認定、プラチナくるみん認定のQ&A

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/houdou/kintou/261128betten-1.pdf>

犯罪被害者の方々のための休暇について考えてみましょう

犯罪による被害は、命を奪われる、怪我をする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけではなく、直接的な被害の後生じる様々な

問題は、総じて「二次的被害」といわれています。

こうした被害を軽減・回復するためには、犯罪被害者等の方々が仕事を続けられることが重要な意味を持っています。

犯罪被害者等の方々が、仕事を続けられるようにするため、年次有給休暇だけではなく、被害回復のための休暇制度の導入が求められています。

厚生労働省では、新しいリーフレットを作成しましたので、御利用ください。

1 二次的被害の例

- ①事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- ②医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮
- ③捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- ④周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道による精神的被害

2 休暇の具体的な導入方法

- 例1 既存の特別な休暇制度を活用
- 例2 社内広報等において、ケースに応じた必要な休暇を付与する旨を周知
- 例3 「犯罪被害者等休暇制度」を創設

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/101216_02.html

平成25年度の労働政策審議会 雇用均等分科会における目標の年度評価の公表

厚生労働省 労働政策審議会 雇用均等分科会では、同分科会に関連する目標に係る施策の運用実績についてPDCAサイクルによる点検・評価を実施しています。

同分科会では、平成25年度の年度目標の達成状況の評価を行いました。

1 目標及び実績（平成25年度）

- (1) ポジティブ・アクション取組企業割合
目標 37% / 実績 20.8%
- (2) 3歳までの育児のための短時間勤務制度の制度普及率
目標 65% / 実績 57.7%
- (3) 男性の育児休業取得率
目標 4% / 実績 2.03%

2 施策実施状況に係る分析

(1) ポジティブ・アクション取組企業割合

現状として男女間に格差が生じている（例：女性管理職が少ない）企業にとっては、格差の要因を分析し、その要因に応じたポジティブ・アクションを講ずることが有益であるし、「女性が少ないあるいは全くない」のであれば、女性の採用を強化する等のポジティブ・アクションを行うことが考えられる。

(2) 男性の育児休業取得率

次のような理由により、育児休業を取得しない男性がいることから、男性の育児休業について社会的機運の醸成や、制度を利用しやすい職場環境の整備がいまだ不十分であると考えられる。

■職場が制度を利用しにくい雰囲気だった(30.3%)

■職場や同僚に迷惑をかけると思った(25.1%)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000068048.html>

「休み方改革ワーキンググループ」報告書

「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月閣議決定）において、「『休み方』の改革について検討を進め、有給休暇を活用した秋の連休の大型化等を促進する。」こととされたことを踏まえ、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下に「休み方改革ワーキンググループ」が設置されました。

ワーキンググループにおいては、ワーク・ライフ・バランスの推進、生産性の向上及び地域活性化に向けた具体的な方策等について、休み方の観点から検討することを目的として、9月末から10月にかけて4回の会合を開きました。

本報告書は、これら会合において出された意見を整理し、取りまとめたものです。

【報告書の概要】

- 1 休むことがなぜ大事か
- 2 地域の取組
- 3 企業の取組（先進的取組を行う企業6社からのヒアリング）
- 4 提言
 - (1) 企業の取組：プラスワン休暇キャンペーン
 - (2) 地域の取組：地域ごとの「ふるさと休日」

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/yasumikatawg/point.pdf>
<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/yasumikatawg/report.pdf>

「A P E C女性活躍推進企業50選」ベストプラクティス集

経済産業省は、A P E C地域における、女性の活躍が顕著な企業約50社のベストプラクティスを共有する「A P E C女性活躍推進企業50選」事業を実施し、14の国と地域から48社の企業の取組をまとめた、事例集を発表しました。

1 「A P E C女性活躍推進企業50選」事業

①経済活動における女性のこれまでの貢献について社会に認識を広め、②女性が企業や組織で指導的地位を担い、経済活動の中で更に活躍するための機会拡大を後押しすることを目標に、A P E C地域内の約50企業・組織における女性活躍推進事例を取り上げ、A P E C地域内外に広く発信・共有するもの

2 日本からの掲載企業

- 三州製菓 株式会社
- 株式会社 資生堂
- 株式会社 高島屋
- 株式会社 光機械製作所
- 有限会社 モーハウス

<http://www.meti.go.jp/press/2014/11/20141107003/20141107003.html>

「パート労働ポータルサイト」のリニューアル

厚生労働省では、このたび、パートタイム労働に関する総合情報サイト「パート労働ポータルサイト」をリニューアルし、新たに3つのコンテンツの追加・拡充を行いました。

平成27年4月に、改正パートタイム労働法が施行されます。これにより、正社員と差別的な取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲が拡大するなど、雇用する事業主には、パートタイム労働者と正社員との

均等・均衡待遇の確保に、より一層取り組むことが求められます。また、パートタイム労働者が自ら就業意欲を高め、キャリアアップを図ることが職場の活性化につながり、事業主による取組との相乗効果も期待できます。

【追加した点】

- 1 「パート労働者活躍企業診断サイト」
パートタイム労働者の雇用管理や正社員との均等・均衡待遇の現状と課題をチャートなどで確認できる
- 2 「パート労働者活躍企業宣言サイト」
パートタイム労働者の活躍推進のために自社で行っている取組などをPRできる
- 3 「パート労働者キャリアアップ支援サイト」
スキルアップやキャリアアップしたパートタイム労働者の事例紹介や、セミナーの案内、メールによるキャリア相談など、パートタイム労働者向けの情報を掲載

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000067436.html>

『見える』安全活動コンクール」投票受付中

厚生労働省では平成26年度『見える』安全活動コンクール」を実施しています。

このコンクールは、労働災害防止のために企業が行っている安全活動の「見える」化への取組を活性化させることを目的として、創意工夫事例を募集し、皆さまからの評価・投票により優良事例を決定・公表するものです。現在、ホームページで投票を受付中です。

なお、「見える」安全活動とは、守るべき安全手順や視覚的に捉えられないような危険を視覚化（見える化）すること、また、それを活用することによる効果的な安全活動などを言います。

- 1 投票期限：平成27年1月31日（土）
- 2 結果発表：平成27年3月上旬（予定）

【投票はこちらへ】

（『見える』安全活動コンクール」特設ページ）

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/index.html>

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が公布されました

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が、平成26年11月28日に公布されました。

この法律は、(1) 高度な専門的知識などを持つ有期雇用労働者、(2) 定年後引き続き雇用される有期雇用労働者が、その能力を有効に発揮できるよう、事業主が雇用管理に関する特別の措置を行う場合に、労働契約法の「無期転換ルール(※1)」に特例を設けるものです。

【法のポイント】

1 特例の対象となる労働者

- (1) 5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務に従事する、高収入、かつ高度な専門的知識・技術・経験を持つ有期雇用労働者(※2)
- (2) 定年後に、同一の事業主又は「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」における「特殊関係事業主」に引き続き雇用される高齢者

2 特例の対象となる事業主

対象労働者に応じた適切な雇用管理の措置に関する計画について、厚生労働大臣から認定を受けた事業主。認定には、厚生労働大臣が策定する、対象労働者に応じた適切な雇用管理の実施に関する基本的な指針(※2)に照らして適切なものであることが必要。

3 特例の具体的な内容

次の期間は、無期転換申込権が発生しない。

- (1)の労働者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間(上限10年)
- (2)の労働者：定年後に引き続き雇用されている期間

4 施行期日

平成27年4月1日

※1 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、

労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる仕組み（労働契約法第18条）

※2 特例の対象となる有期雇用労働者や、雇用管理の実施に関する基本的な指針の具体的な内容については、今後、労働政策審議会で審議する予定です。

○法案提出時の概要・条文・新旧対照表など

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/186.html>

○制度の詳細（順次掲載）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/keiyaku/kaisei/index.html

栃木県特定(産業別)最低賃金の改正について

栃木県最低賃金は、平成26年10月1日から時間額733円に改正発効されています。

栃木県内の6の産業の特定(産業別)最低賃金は、平成26年12月31日から以下のとおり改正発効されます。

- 塗料製造業： 時間額875円
- はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業： 時間額821円
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業： 時間額822円
- 自動車・同附属品製造業： 時間額825円
- 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業： 時間額821円
- 各種商品小売業： 時間額786円

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話028-634-9109）又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi/_82012/saichin_menu.html

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、
お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡くださ
い。

栃木県産業労働観光部労働政策課
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225